

## 庁議付議事案書

開催・令和2年5月7日

所管部課	総務部 総務管財課	部長	阿 部 晴 彦		
件 名	専決処分の報告について				
関 係 規 制	条例 規則	区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項	
事 項	部課 機 関	地方自治法第180条第2項 市民部課税課			

## 1. 要 旨

令和2年2月6日(木)に発生した庁用自動車の人身事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。

## (1) 事故内容

都道青梅街道を走行中に右折しようとしたところ、前方から直進してきた相手方車両（バイク）に接触した。相手方は身体損傷及び物件損害を受けている。

## (2) 影響及び効果

市議会に報告することにより、損害賠償額の適正化を図ることができる。

## 2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)

令和2年2月 6日	事故発生
令和2年4月 10日	専決処分
令和2年4月 10日	示談締結
平成2年4月下旬	賠償金の支払い

## 3. 留意事項 (問題点等)

今回の示談は物件損害に係る損害賠償額の決定及び和解であり、物件損害以外の賠償については、現在交渉中である。なお、身体損傷の治療費については、その都度、公益社団法人全国市有物件災害共済会が支払いを行っている。

## 4. 主管部処理案 (検討結果等)

令和2年第2回市議会定例会において報告したい。

本件賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会が相手方からの直接請求により、支払い済みである。

## 5. 審議結果

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。